

○沖縄市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（平成 24 年 8 月 14 日決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、本市で開催される各種イベントにおいて、参加者が心停止状態に陥った際の救命活動に備えるため、主催する団体への自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関する必要な事項を定めるものとする。

（貸出の対象）

第 2 条 AED の貸出し対象は、市内で開催され市民を含む複数の者が参加するスポーツ競技、その他の各種イベント、祭典・式典、講習会等（以下「対象イベント」という。）で主催する団体とする。

（貸出の要件）

第 3 条 対象イベントの開催期間中、次のいずれかの者が会場に常駐されていなければならない。

- (1) 医師等の医療従事者
- (2) 消防署その他による、AED を使用した救命講習等を修了している者
※救命技能を忘れることなく維持向上させるため 2 年から 3 年間隔での定期的な講習を推奨しています。

（貸出の期間）

第 4 条 AED の貸出期間は、対象イベントの開催期間及びその前後の期間とする。ただし、消防長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長、又は短縮することができる。

（貸出の費用）

第 5 条 AED の貸出費用は、無料とする。

（貸出の申請）

第 6 条 AED の貸出を希望する団体の代表者（以下「申請者」という。）は、AED 貸出申請書（様式第 1 号）及び申請に必要な書類を添付して、消防長に提出しなければならない。

(貸出の承認)

第 7 条 消防長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、貸出を承認する場合には、AED 貸出承認書（様式第 2 号）を交付しなければならない。

(貸出中の管理)

第 8 条 申請者は、AED を常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努めること。また、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AED は、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AED を転貸、譲渡、又は目的外に使用しないこと。

(使用報告)

第 9 条 申請者は、AED を実際に使用した場合には、AED 使用報告書（様式第 3 号）を消防長に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第 10 条 申請者は、故意又は過失によって AED を破損又は紛失させた場合には、AED 破損等届出書（様式第 4 号）を消防長に提出するとともに、AED を原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

(返却)

第 11 条 申請者は、AED を返却する場合、AED 返却確認書（様式第 5 号）を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、次の各号に該当するとき、申請者から AED を返却させることができる。

- (1) 貸出の要件に合わないと分かったとき。
- (2) 消防長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償責任)

第 12 条 消防長は、AED 使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附則

この要綱は、平成 24 年 8 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。